

新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 作業状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告することおよび保健所等の指導に従い適切な措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一時中止措置等を希望する場合に、延長を希望する期間のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。
- (4) (2) , (3) により、履行期間の見直しや委託金額の変更等が必要な場合には、特段の事情がない限り、受注者の責によらないものとして取り扱う。